

予防接種事務における特定個人情報保護評価の再実施 (事後評価)について

1 報告趣旨

新型コロナウイルス感染症予防接種に関する各種事務は、マイナンバーを含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を利用して実施している。当該事務は、評価対象者数が30万人以上となり、従来の予防接種の対象区分と異なることから「特定個人情報保護評価書(※1)(全項目評価書)」(以下「全項目評価書」という。)を策定する必要が生じた。

本来であれば、事業実施前に特定個人情報保護評価を行うが、新型コロナウイルス感染症予防接種に関する事務を速やかに実施する必要があったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定を適用し事後評価で実施する。評価の再実施にあたっては、全項目評価書に関するパブリックコメントを行うため、その内容について報告する。

2 報告内容

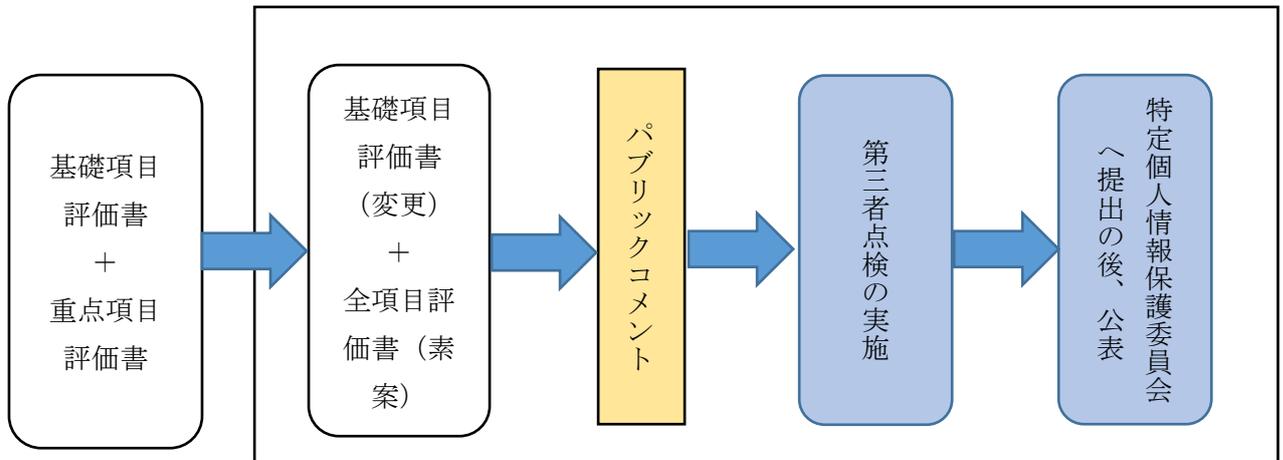
(1) 素案の内容

従来の予防接種事務に関する「特定個人情報保護評価書(重点評価項目書)」の内容に、新型コロナウイルス感染症予防接種に関する事務の内容や特定個人情報を含む事務の流れ等を追加記載して全項目評価書を策定する。

(2) 追加する内容

- ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
- イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるリスク対策

(3) 特定個人情報保護評価のイメージ



(4) パブリックコメントの実施

- ア 期 間 令和3年(2021年)12月1日(水)から
令和4年(2022年)1月7日(金)まで
- イ 周知方法 広報はちおうじ12月1日号、市ホームページ
- ウ 閲覧場所 健康部健康政策課(八王子市保健所)、市政資料室(本庁舎1階)、
市ホームページ
- エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、健康政策課窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

- 令和4年(2022年)2月 第三者点検(八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会による点検)の実施
- 3月 特定個人情報保護委員会への提出の後に公表

※1 「特定個人情報保護評価書」とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。